

新型コロナウイルス感染症に伴う、国民健康保険税の 減免について Q&A

福生市 市民部

保険年金課 保険年金係

Q1 申請には、窓口へ行けばいいですか。

(回答)

窓口での感染拡大を防止するため、窓口ではなく郵送による申請をお願いしています。申請をご希望される方は、ホームページから申請書等を印刷して郵送していただくか、印刷環境がない方につきましてはこちらから申請書を郵送いたしますので、保険年金係までお問い合わせください。

Q2 令和 4 年度の国民健康保険税納税通知書がまだ届いていませんが、申請はいつからできますか。

(回答)

令和 4 年度の国民健康保険納税通知書は、令和 4 年 7 月 5 日に発送しました。減免申請は納税通知書がお手元に届いてから申請してください。

Q3 令和 3 年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか。

(回答)

今回の減免の要件である、前年の収入や所得には、確定申告された金額を用います。そのため、令和 3 年中の所得の確定申告をまだされていない場合は、減免要否の判定をすることができません。恐れ入りますが、確定申告を済ませてから申請していただきますようお願いいたします。

Q4 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

(回答)

主たる生計維持者は、原則国保上の世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）を指します。

(主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合について)

Q5 新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。

(回答)

医師の死亡診断書により確認します。

Q6 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

(回答)

1 ヶ月以上の治療を要すると認められる場合など、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時には、医師の診断書により確認します。

(主たる生計維持者の減少する見込みの収入について (要件 1 について))

Q7 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合をさしますか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症それ自体、その拡大防止のための措置によるものを指します（直接的であるか間接的であるかは問いません）。新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（懲戒解雇や令和 3 年中の離転職が原因である場合等）を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。

Q8 要件 1 に、収入が「前年と比べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか。

(回答)

令和 4 年中（令和 4 年 1 月から 12 月まで）の収入見込み額をご自身で算出していただき、前年の収入金額から差し引くことで算出してください。令和 4 年中の収入見込み額の算出方法については、令和 4 年 1 月から直近の月までの収入実額に、12 月までの月ごとの収入見込み額を

足して算出する方法や、去年の年間収入額から、取引先の倒産等で回収不能となった金額を引いて算出する方法も考えられます。福生市が合理的と判断する金額であれば、令和 4 年中の収入額の算出方法は問いません（算出方法については申請書に記載または添付してください）。

Q9 要件の中の「減少した収入」に雑収入や株の取引による収入は含まれますか。

（回答）

含みません。「減少した収入」として算出するのは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであり、その他は対象ではありません。

Q10 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比 30 パーセント以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計した場合には前年比 30 パーセント以上の減少には達しません。この場合には要件 1 に当てはまりませんか。

（回答）

当てはまります。事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであるため、どれか一つでも該当すれば、要件 1 に当てはまります。四つの収入のうち、他の収入についても前年比 10 分の 3 以上減少見込みである場合のみ、その収入について合計します。

（要件 2 について）

Q11 「前年の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかかるとして、前年の所得の合計額ですか、それともそれ以外の所得がある場合は、それも含まれますか。

（回答）

含めます。「前年の所得の合計額」は、前年のすべての所得を合計した金額です。

（要件 3 について）

Q12 「減少が見込まれる収入」とは要件 1 でいう前年比 30 パーセント以上の減少が見込まれる収入のことですか。

（回答）

その通りです。前年比 10 分の 3 以上の減少見込みがある収入を指します。

Q13 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。

(回答)

決まりません。減免される金額は、減少割合ではなく、保険税計算のもととなった所得額に対する減少した収入にかかる所得の比率と、主たる生計維持者の前年の所得額によって決まります。令和 4 年中の収入見込み額は、減免の要件にのみ関係し、減免される金額には関係しません。